

漁業者の皆様へ

韓国あなご筒漁船の情報提供のお願い

我が国排他的経済水域内での違法操業の疑いが大きい、韓国あなご筒漁船について、洋上で発見した場合には、所属団体、都道府県等を通じて、下記連絡先の水産庁指導監督室、各漁業調整事務所、沖縄総合事務局林務水産課又は海上保安庁緊急通報用電話番号「118番」又は管区本部オペレーションまで情報を提供していただくようお願いいたします。

提供をお願いする情報は、発見した状況、日時、位置、隻数等です。
なお、操業中であった場合には、その写真を撮り、位置を証明できるように貴船のGPSプロッター画面等を撮影していただけると、違法操業の動かぬ証拠となりその後の捜査に大変役立ちます。お手数ですが可能な範囲でご協力をお願いします。

なお、韓国あなご筒漁船以外の違法操業が疑われる見慣れない外国漁船等の情報についても同様に情報提供をお願いします。

記

< 連絡先電話番号 >

水産庁資源管理部管理課・指導監督室	03 - 3502 - 3805
北海道漁業調整事務所	011 - 251 - 4519
仙台漁業調整事務所	022 - 291 - 2774
新潟漁業調整事務所	025 - 248 - 3303
境港漁業調整事務所	0859 - 44 - 3682
九州漁業調整事務所	092 - 273 - 2005
沖縄総合事務局林務水産課	098 - 866 - 0098
海上保安庁	118
第一管区海上保安本部	0134 - 27 - 6172
第二管区海上保安本部	022 - 363 - 0111
第三管区海上保安本部	045 - 211 - 0773
第四管区海上保安本部	052 - 661 - 1161
第五管区海上保安本部	078 - 391 - 4999
第七管区海上保安本部	093 - 321 - 2931
第八管区海上保安本部	0773 - 76 - 4100
第九管区海上保安本部	025 - 244 - 4154
第十管区海上保安本部	099 - 255 - 4999
第十一管区海上保安本部	098 - 867 - 0118

水産庁資源管理部管理課指導監督室
海上保安庁警備救難部刑事課

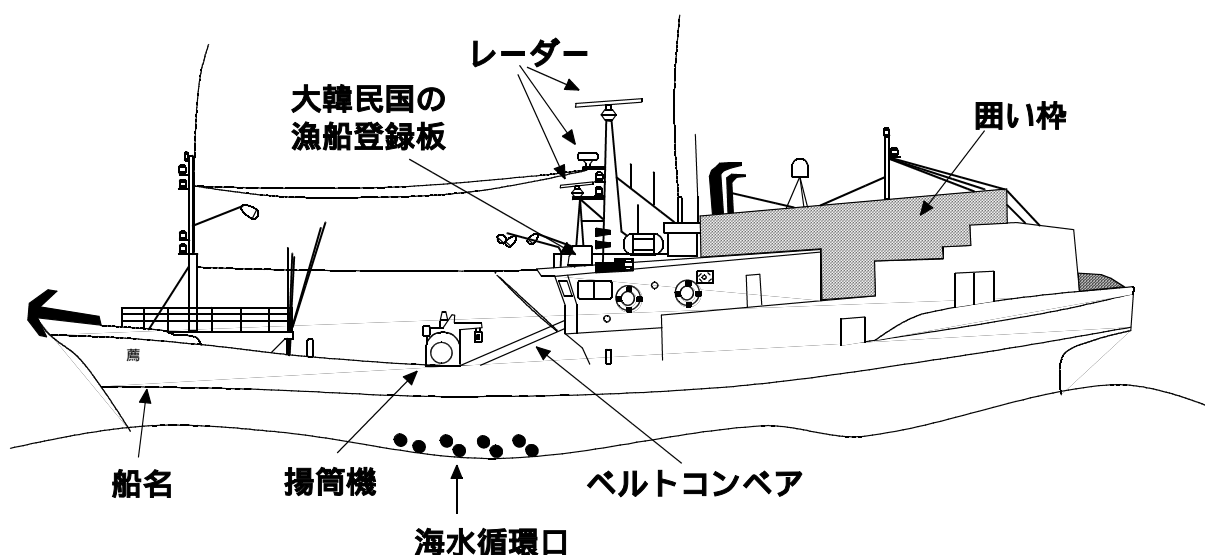
<韓国あなご筒漁船について>

平成14年以降、我が国排他的経済水域内での操業について韓国あなご筒漁業には許可を発給していません。

しかしながら、その後も韓国あなご筒漁船が日本海はもとより太平洋側の我が国沿岸近くでも航行している等、不審な行動が散見される状況であり、実際に韓国あなご筒漁船の無許可操業での拿捕、韓国あなご筒漁船により我が国排他的経済水域内に敷設された密漁漁具の押収が相次いでいます。

韓国あなご筒漁船の主な狙いは、ヌタウナギ、クロメクラウナギ、マアナゴであり、水深100m前後が漁場となっているようです。

韓国あなご筒漁船の特徴は、図のように、後部甲板から船橋にかけてあなご筒漁具を収納するための囲い枠(ケージ)が設けられていることです。



W A N T E D